

令和3年第6回定例教育委員会

令和3年6月30日(水)午後2時33分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長 委員 委員 委員 委員	黒川淳司 支部英孝 橋本幸子 林大輔 須田壽美江	説明員	教育部長 教育部次長 学校教育支援室長 総務課長 学校教育課長 教育支援課長 給食センター長 対雁調理場長 生涯学習課長 スポーツ課長 スポーツ課参事 情報図書館長 郷土資料館長 郷土資料館参事 総務課総務係長	西田昌平 千葉誠 佐藤学 山崎浩克 川口直也 清水さおり 根廻哲哉 佐藤友彦 中島桂一 堀井修 遠藤毅史 山本則行 榎田智幸 兼平一志 嶋中健一	記録員 傍聴者	なし
-----	-----------------------------	--------------------------------------	-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	----

1 報告事項

- (1) 令和3年第2回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) 部活動中に発生した事故について
- (3) 緊急事態宣言の解除に伴う教育委員会の対応について
- (4) 市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等について
- (5) 東京2020オリンピック競技大会に係る事前合宿の受入れ決定について

2 審議事項

- (1) 令和3年議案第27号
江別市青少年健全育成協議会委員の補欠委員の委嘱について
- (2) 令和3年議案第28号
指定管理施設の更新について
- (3) 令和3年議案第29号
指定管理施設の更新について
- (4) 令和3年議案第30号
指定管理施設の更新について
- (5) 令和3年議案第31号
指定管理施設の更新について

3 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 令和3年第7回定例教育委員会の日程について

会 議 録

黒川教育長

(開会)

ただいまから、令和3年第6回定例教育委員会を開会いたします。
本日の議事日程は、配付のとおりであります。
会議に先立ち、本日の会議録署名人を、林委員にお願いいたします。
それでは、議事に入ります。

1の報告事項(1) 令和3年第2回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求めます。

西田教育部長をお願いします。

西田教育部長

令和3年第2回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。

資料をご覧ください。

教育委員会関係分は、資料1ページに記載のとおり、6月23日に齊藤議員から一般質問がありました。

資料2ページをご覧ください。

初めに、不登校対策について2点質問があり、1点目の今後のすぼっとケア事業についての質問への答弁では、教育委員会では、平成16年4月に適応指導教室すぼっとケアを設置し、平成28年度には実施回数を週2回から週3回に増やし、不登校児童生徒の支援に努めてきた。令和元年の文部科学省通知後、全国的に不登校児童生徒の人数が増加し、本市においてもすぼっとケアへのニーズが高まっていることから、実施回数を、本年8月から週4回に拡大することとし、会場については、青年センターに加え、情報図書館を週1回定期的に利用するなど、引き続き不登校児童生徒の支援の充実を図っていくと答えています。

2点目のタブレット端末を活用した不登校児童生徒への学習支援についての質問への答弁では、本年6月からは、タブレット端末を使った授業の本格実施に合わせて、不登校児童生徒に対する個別の支援として、授業のオンライン配信を、6月中には全校で実施できるよう準備を進めている。現在進めている支援内容は授業の配信のみだが、今後、教員向けにICT研修を実施し、教材ソフトを活用した課題の配信を実施するなど、学習環境のさらなる充実を図っていく。また、不登校児童生徒が自宅で学習活動を行った場合の指導要録上の取扱いについては、ICT等を活用した場合も、これまでと同様の取扱いとすると答えています。

3ページをご覧ください。

次にヤングケアラーに関して、1点目の江別市におけるヤングケアラーの実態把握についての質問への答弁では、教育委員会では、小中学校から毎月提出される長期欠席児童生徒報告書から、様々な課題を抱える児童生徒の把握を行ってきている。また、教員やスクールソーシャルワーカーが児童生徒と接する中で、いわゆるヤングケアラーに相当すると思われるケースについても把握しているところである。全ての児童生徒の学びの場を確保し、安心して学校生活を送るため、ヤングケアラーなどの課題を抱える児童生徒の状況を把握することは重要であると考えていることから、引き続き、学校と連携し児童生徒の生活実態の把握に努めていくと答えています。

2点目のヤングケアラーに対する認識と周知、啓発についての質問について、この質問は主に教員に対する周知、啓発に関するものであり、答弁では、令和3年5月に公表されたプロジェクトチーム報告では、国は、令和4年度からヤングケアラーの周知・啓発に集中的に取り組むこととしている。教育委員会としては、教員がヤングケアラーに対する理解を深め、関係機関と連携した支援を行うことは重要であると考えていることから、国や北海道教育委員会の動向を注視し、校長会と連携して、教員や学校関係者に対する周知・啓発を行っていききたいと答えています。

3点目のスクールソーシャルワーカーのこれまでの状況と今後の関わりについての質問への答弁では、教育委員会では、スクールソーシャルワーカーを平成23年度から配置し、関係機関と連携し、支援を行ってきた。その中で、ヤングケアラーに相当すると思われるケースを把握した場合は、庁内関係部局と連携し、福祉サービス事業所等の関係機関につなぐなど、適切な支援を行ってきたところである。その件数は、令和2年度に支援した全

	<p>181件のうち、3件であった。教育委員会としては、学校だけでは十分な支援を行うことが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーが福祉的な視点から関わる効果が効果的であると考えており、引き続き、学校や庁内関係部局と連携し、児童生徒の支援に努めてまいりたいと答えています。</p> <p>以上です。</p>
黒川教育長	<p>ただいま報告のありました、令和3年第2回江別市議会定例会の一般質問について、質問等がございましたらお受けします。</p>
須田委員	<p>ヤングケアラーについてですが、江別市内は181件のうち3件ということでした。テレビや新聞の報道を見ると、自分がヤングケアラーに相当するかどうか本人が気付いていないまま、実はヤングケアラーだったということを目にします。</p>
	<p>江別市内でも、本当は自分はヤングケアラーなのに、ヤングケアラーがどういうものか分からないという人もきつといると思います。そこで、ヤングケアラーについて教職員だけにお話しするのではなく、子供たちにもヤングケアラーというのはこういう人たちのことだと教えて、もし、心当たりがあるなら相談してくださいと働き掛けることはしないのでしょうか。</p>
清水教育支援課長	<p>教職員に対する周知・啓発につきましては、教育委員会が行うことになると思います。</p>
	<p>国は、来年度からヤングケアラーについての普及・啓発に集中的に取り組むという方針を示しており、広く国民に対して、普及・啓発を行うということですので、その中には、当事者も含まれていくと思います。</p> <p>今後におきましては、こうした国の動向などに連動して、普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。</p>
黒川教育長 支部委員	<p>ほかに質問等はございますか。</p> <p>1点お伺いします。</p>
	<p>タブレット端末を活用した不登校児童生徒への学習支援の中で、タブレット端末を使用した支援内容については、授業の配信のみということで説明されておりますが、もう少し、参考になるような内訳がありましたら、教えていただけませんか。</p>
川口学校教育課長	<p>不登校児童生徒に対する支援に関する質疑と思いますが、現在、学校から報告が届いておりますオンラインの授業配信は3件となっております。</p>
	<p>内容につきましては、学校の授業の様子を家庭に配信するという形で、各学校において、保護者や児童生徒のニーズに合わせて対応しているところでございます。</p>
佐藤学校教育支援室長	<p>1点補足します。</p>
	<p>現在行っている支援は3件と課長から説明いたしましたが、3件のケースについては、主に授業中の先生の板書などを固定的なカメラで映したものを、家庭で見させていただくという内容となっております。この点については、課題についてもオンラインで送るなどの対応も今後可能になると思いますので、こうしたことに関する教員を対象とした研修も含めてやっていきたいと考えております。</p>
黒川教育長 須田委員	<p>ほかに質問等はございますか。</p>
	<p>今年度からのすぼっとケアの実施回数が1回増えるということですが、支援員の人数も増えますか。</p>
清水教育支援課長	<p>支援する側のスタッフにつきましては、基本的に、同じメンバーで引き続き支援をしていきたいと思っております。週の中で回数が増えるということでございます。</p>
橋本委員	<p>今の件なのですが、青年センターで行っていたようなことを情報図書館でもプラスしてやっていくということなんでしょうか。</p>
	<p>以前、情報図書館でのすぼっとケアでは、映画会などといった内容で実施していたと思うのですが、今後は、どのような内容を考えていらっしゃるでしょうか。</p>
清水教育支援課長	<p>これまで情報図書館は、月に二、三回程度不定期に活用しておりまして、青年センターと比べまして、部屋の数なども少ないものですから、全体で朝の会などを行った後に、子供たちは情報図書館の図書コーナーに行って自由に読書をするなど、読書に親しむ日として実施しております。</p>
	<p>今後につきましても、情報図書館で実施する事業につきましては、基本的には読書に親しむ日という形で実施していきます。</p>

黒川教育長	<p>ほかに質問等はございますか。 (質疑終了) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(2)部活動中に発生した事故についての報告を求めます。 清水教育支援課長お願いします。</p>
清水教育支援課長	<p>報告事項(2)部活動中に発生した事故についてご報告いたします。 本件は、市内中学校において、野球部の活動中に学校の管理責任を問われる可能性がある事故が発生したことから、ご報告させていただくものです。 資料をご覧ください。</p>
黒川教育長	<p>1の事故発生日時は、令和3年5月25日火曜日午後5時45分頃であります。2の発生場所は、市内公立中学校のグラウンドで、3の対象者は、同中学校2年生の男子生徒であります。 次に、4の事故内容につきましては、野球部の活動中、当該生徒が守備練習で顧問のノックを受けていたところ、同じグラウンドで行われていた打撃練習の打球が当該生徒に当たり、右目を負傷したものであります。 次に、5の事故発生後の対応につきましては、部活動における練習方法に安全配慮に欠ける点があったと考えられることから、(1)市内小中学校に対し授業中及び部活動中の安全確認の徹底を通知するとともに(2)対象生徒の通院加療と並行して、医療費等の補填について保護者と協議を行う予定であります。 以上です。</p>
黒川教育長	<p>ただいま報告のありました、部活動中に発生した事故について、質問等がございましたらお受けします。</p>
橋本委員	<p>医療費の補填ということですが、学校の中で起こった事故に対する保険等があると思いますが、その辺りはどうなのでしょう。</p>
清水教育支援課長	<p>学校の管理下で起きたけがなどの事故につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済の給付制度がございます。現在、そちらの方の手続きも進めております。</p>
黒川教育長 林委員	<p>ほかに質問等はございますか。 先日、中体連が開催されたと思いますが、事故に遭われた生徒は、退部などはせずに、まだ野球部に所属しているのでしょうか。</p>
清水教育支援課長	<p>当該生徒は退部等はせず、2か月前の事故当時より、だいぶ状況が良くなってきていると学校からは聞いております。本人もけがの状況が良くなれば、部活動に参加したいという意向を示していると聞いています。</p>
黒川教育長	<p>ほかに質問等はございますか。 (質疑終了) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(3)緊急事態宣言の解除に伴う教育委員会の対応についての報告を求めます。</p>
千葉教育部次長	<p>千葉教育部次長お願いします。 資料をご覧ください。 緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応につきましては、5月26日の定例教育委員会においてご報告したところでありますが、6月20日をもって緊急事態宣言が解除されたことに伴い、感染拡大防止の対応を見直しましたのでご報告いたします。 1の公立小中学校における対応であります。部活動については、緊急事態宣言中は原則休止としておりましたが、宣言の解除を受けて、6月21日から、感染対策を徹底した上で実施することといたしました。 修学旅行や運動会等については、延期、若しくは原則延期としていた対応を、6月20日で終了することといたしました。 学校開放授業については、札幌市在住者の利用が少なくない実態を踏まえ、原則休止の</p>

黒川教育長	<p>対応を7月11日まで継続することとしております。</p> <p>次に、2の社会教育施設における対応であります。が、(1)公民館等については、原則休館としていた記載の施設を、緊急事態宣言の解除を受けて6月21日から再開するとともに、札幌市がまん延防止等重点措置の措置区域となったことを踏まえ、7月11日まで札幌市在住者の利用自粛を要請することとしております。</p> <p>以下、資料に記載の(2)文化施設から(7)キャンプ場までの施設についても同様に、休館若しくは原則休館等としていたところを6月21日から再開するとともに、7月11日まで札幌市在住者の利用自粛を要請することとしております。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま報告のありました、緊急事態宣言の解除に伴う教育委員会の対応について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p>
川口学校教育課長	<p>次に、報告事項(4)市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等についての報告を求めます。</p> <p>川口学校教育課長お願いします。</p> <p>報告事項(4)市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等についてご報告いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>新型コロナウイルス感染者の発生に伴い、市内公立小中学校において、北海道教育委員会及び江別保健所からの指導・助言を受け、休業等の措置を講じたもので、5月25日以降に感染が判明した分を表に記載しております。</p> <p>小学校3校、中学校1校の合計4校において、学級閉鎖又は学年閉鎖等の休業措置を講じており、感染者は、体調不良又は同居家族等の感染によりPCR検査を受け、感染が確認されております。</p> <p>なお、6月1日の感染判明に伴う学年閉鎖を最後に、本日まで休業措置は発生しておりません。</p> <p>以上です。</p>
黒川教育長	<p>ただいま報告のありました、市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p>
遠藤スポーツ課参事	<p>次に、報告事項(5)東京2020オリンピック競技大会に係る事前合宿の受入れ決定についての報告を求めます。</p> <p>遠藤スポーツ課参事お願いします。</p> <p>私から、報告事項(5)東京2020オリンピック競技大会に係る事前合宿の受入れ決定についてご報告いたします。</p> <p>初めに1の概要であります。が、(1)相手国はフランス、(2)競技は、競歩とマラソン、(3)期間は、7月26日月曜日から、8月3日火曜日までの9日間を予定、(4)練習会場は、野幌総合運動公園の陸上競技場を貸切りにして使用するほか、運動公園内の園路の一部を、時間帯を限定して使用する予定であり、(5)人数については、選手とスタッフ合わせて16名を見込んでいます。</p> <p>次に2の経緯であります。が、今年の3月に事前合宿の受入れについて北海道を通じて打診があり、協議を開始しました。4月には大使館職員が来道し、練習会場や宿泊施設の視察を受けるなど協議を重ね、令和3年6月25日付けでの基本合意締結に至りました。</p> <p>次に3の主な新型コロナウイルス対策であります。が、(1)選手団に対するPCR検査を毎日実施し、(2)宿泊施設においては、選手団が宿泊するフロアを貸し切り、専用の食事会場を確保します。(3)期間中の移動先を宿泊施設と練習会場のみ制限するなどの対策を行います。</p>

	<p>次に4の市からの支援であります、(1)新型コロナウイルス対策に係る費用の負担、(2)野幌総合運動公園の利用料補助、(3)合宿期間中のバスによる送迎対応、(4)市のPRも兼ねた江別市の特産品の進呈を予定しております。</p> <p>以上です。</p>
黒川教育長	<p>ただいま報告のありました、東京2020オリンピック競技大会に係る事前合宿の受入れ決定について、質問等がございましたらお受けします。</p>
須田委員	<p>江別市として受け入れるわけですね。市職員は、バスでの送迎や野幌総合運動公園にいる間などは、フランスのチームにずっと何人か付く形になるのですか。</p>
遠藤スポーツ課参事	<p>期間中の選手団へのアテンドについてですが、選手団が移動する場合は、市職員1名と通訳職員1名の2名体制で常に同行するという対応を取る予定です。</p>
須田委員	<p>なお、選手団はバス2台を使用する予定ですが、バス1台につき職員1名と通訳1名の計2名ずつを配置する予定であります。</p>
遠藤スポーツ課参事	<p>今、バブル方式と言われていて、バブルの中から出さないようにするというので、市の職員もここに掛かり切りということになりますね。</p> <p>ところで、もし毎日のPCR検査の結果、感染者が出た場合は、どのような対応になるのでしょうか。</p>
須田委員	<p>随行職員にコロナ陽性者が出た場合ですが、選手団も随行する職員も毎日PCR検査を実施いたします。陽性者が出た場合は、直ちに保健所に相談、確認をした上での対応となりますが、当該職員が随行できないことになった場合は、代替りの職員が随行するという対応になります。</p>
遠藤スポーツ課参事	<p>随行職員は、自宅から通うのですか。</p>
黒川教育長	<p>自宅から直接選手の宿舎に向かいます。選手が移動する際にバスに同乗し、その後、練習が終わって宿泊施設に戻るまでは、一緒に行動することになります。</p>
須田委員	<p>ほかに質問等がございますか。</p> <p>(質疑終了)</p>
遠藤スポーツ課参事	<p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p>
清水教育支援課長	<p>続いて、2の審議事項に入ります。</p> <p>審議事項(1)令和3年議案第27号 江別市青少年健全育成協議会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。</p>
清水教育支援課長	<p>清水教育支援課長をお願いします。</p> <p>議案第27号 江別市青少年健全育成協議会委員の補欠委員の委嘱についてご説明いたします。</p>
黒川教育長	<p>資料をご覧ください。</p> <p>江別市青少年健全育成協議会は、青少年の健全な育成を図るため必要な事項を調査審議するほか、いじめ防止等に関し関係機関及び団体の連携を図ることを目的に、江別市青少年健全育成条例に基づき設置されているものであります。</p>
黒川教育長	<p>当協議会委員は、令和2年6月29日から2年間の任期で委嘱又は任命をしておりますが、今回、推薦を依頼している団体の役員改選があり欠員が生じたことから、補欠委員の委嘱をしようとするものです。</p>
黒川教育長	<p>1の委員候補者については、江別市スポーツ協会の推薦を受けた記田英明さんほか、計2名に新たに委嘱しようとするものであります。</p>
黒川教育長	<p>2の委員の任期については、本日から前任者の残任期間の令和4年6月28日までであります。</p>
黒川教育長	<p>なお、委員名簿につきましては2ページに記載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
黒川教育長	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>
黒川教育長	<p>それでは、令和3年議案第27号 江別市青少年健全育成協議会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p>

中島生涯学習課長	<p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、(2) 令和3年議案第28号 指定管理施設の更新についての説明を求めます。中島生涯学習課長お願いします。</p> <p>議案第28号の指定管理施設の更新についてご説明いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>1の対象施設ですが、コミュニティセンター、中央公民館、野幌公民館、大麻公民館、市民文化ホールの5施設です。これらの施設につきまして、今年度で現在の指定管理期間が終了することから、次年度以降の指定管理者を公募いたします。</p> <p>2の指定期間ではありますが、令和4年4月1日から令和12年3月31日で、これまで指定期間が4年であったものを8年に延長しております。</p> <p>指定管理者制度は、導入から15年を経過していることから、所管する総務部で制度に関する調査・検討を行い、指定管理者選定委員会に諮った結果、専門知識を持つ人材を育成する必要があること等を理由に、当該施設の期間延長が決定されたものです。</p> <p>今後の予定ですが、7月から募集を始め、選定委員会で指定管理者を選定後、10月の定例教育委員会でご審議いただき、12月の市議会定例会で議決を受けたいと考えております。</p>
黒川教育長	<p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、令和3年議案第28号 指定管理施設の更新についてを承認することにご異議ありませんか。</p>
堀井スポーツ課長	<p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、(3) 令和3年議案第29号 指定管理施設の更新についての説明を求めます。堀井スポーツ課長お願いします。</p> <p>議案第29号の指定管理施設の更新についてご説明いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>1の対象施設ですが、市民体育館、大麻体育館、青年センター、東野幌体育館であります。これらの施設につきまして、今年度で現在の指定管理期間が終了することから、次年度以降の指定管理者を公募いたします。</p> <p>2の指定期間ではありますが、議案第28号と同様に令和4年4月1日から令和12年3月31日で、これまで指定期間が4年であったものを、専門知識を持つ人材を育成する必要があること等を理由として、指定管理者選定委員会での検討を経て、当該施設の指定期間が8年に延長されております。</p> <p>今後の予定ですが、議案第28号と同様に、7月から募集を始め、選定委員会で指定管理者を選定後、10月の定例教育委員会でご審議いただき、12月の市議会定例会で議決を受けたいと考えております。</p>
黒川教育長	<p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、令和3年議案第29号 指定管理施設の更新についてを承認することにご異議ありませんか。</p>
堀井スポーツ課長	<p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、(4) 令和3年議案第30号 指定管理施設の更新についての説明を求めます。堀井スポーツ課長お願いします。</p> <p>議案第30号の指定管理施設の更新についてご説明いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>1の対象施設は、あけぼのパークゴルフ場で、今年度で現在の指定管理期間が終了することから、次年度以降の指定管理者を公募いたします。</p> <p>2の指定期間ですが、令和4年4月1日から令和8年3月31日で、前回の更新時と同</p>

黒川教育長	<p>じく4年間であります。</p> <p>今後の予定ですが、議案第28号及び議案第29号と同様に7月から募集を始め、選定委員会で指定管理者を選定後、10月の定例教育委員会でご審議いただき、12月の市議会定例会で議決を受けたいと考えております。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、令和3年議案第30号 指定管理施設の更新についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
堀井スポーツ課長	<p>次に、(5) 令和3年議案第31号 指定管理施設の更新についての説明を求めます。</p> <p>堀井スポーツ課長お願いします。</p> <p>議案第31号の指定管理施設の更新についてご説明いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>1の対象施設は、森林キャンプ場で、今年度で現在の指定管理期間が終了することから、次年度以降の指定管理者を公募いたします。</p> <p>2の指定期間ですが、令和4年4月1日から令和8年3月31日で、前回の更新時と同じく4年間であります。</p> <p>今後の予定ですが、他の施設と同様に7月から募集を始め、選定委員会で指定管理者を選定後、10月の定例教育委員会でご審議いただき、12月の市議会定例会で議決を受けたいと考えております。</p>
黒川教育長	<p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、令和3年議案第31号 指定管理施設の更新についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
山崎総務課長	<p>続いて3のその他、次回教育委員会予定案件及び日程について、説明願います。</p> <p>山崎総務課長お願いします。</p> <p>次回の教育委員会の案件でございますが、各課所管事項として、青少年キャンプ村こんがり王国の参加申込み状況についてなどを予定しております。</p>
黒川教育長	<p>また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、7月29日木曜日午後2時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。</p> <p>ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は7月29日木曜日午後2時30分からということで、皆様よろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>以上をもちまして、第6回定例教育委員会を終了いたします。</p> <p>(閉会)</p>

終了 午後3時11分

署名人(教育長) 黒川 淳 司

署 名 人 林 大 輔